

経緯

- ・造船・船用工業分野の登録支援機関は、入管法の下、造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（国土交通省告示）に基づき、事業者が特定技能の資格を有する外国人を受け入れてから、4月以内に協議会加入を求められている。
- ・2019年6月に登録支援機関として認定を受けたA社は、4月以内の加入を宣言する書類を提出していた。
- ・A社を登録支援機関とし業務委託契約を締結している受入れ造船企業B社は、2019年10月以降、特定技能外国人を受け入れていた。
- ・2020年4月、地方入国管理局は協議会の加入が特定技能外国人の受入れから4月を超過していることを指摘した。

違反事例に対する入管法適用関係

出入国在留管理庁により違反事例が確認された場合、

①助言・指導、②改善命令、③罰則の適用の対応が想定される。

<該当条文>

法第19条の19 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

法第19条の21 出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

法第71条の3 第十九条の二十一第一項の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

今後の対応

造船・船用工業分野特定技能協議会において違反事例の周知及びその対応を議事として取り扱うこととして、同様事案の情報共有を出入国在留管理庁に要請するとともに、本協議会で共有するものとする。